

令和7年度 第2回大津町子ども・子育て会議 資料

- 日 時 令和8年2月20日（金）
午後2時 開会
- 場 所 役場2階 町民協働ルーム

大津町役場 子育て支援課

市町村では何をする会議？

地域の子ども・子育て支援について、意見を出し合う会議です

地域の子どもや家庭の状況を踏まえて検討します



様々な立場の人で構成されます
保護者・保育関係者・学識経験者・地域の方など

具体的には、次の内容を話し合います

1 保育所・認定こども園
の利用定員

2 小規模保育事業
の利用定員

3 こども誰でも通園支援制度
の利用定員
実施事業所の認可など

4 ・町こども計画の策定・変更
・毎年度、実績を点検・評価

子ども・子育て会議の本日の議題

1. 幼児教育・保育施設（保育所・認定こども園）の利用定員変更

2. こども誰でも通園制度の実施事業者の認可・確認

3. 大津町こども計画の変更

変更① 乳児等通園支援事業の見直し

変更② 一時預かり事業の見直し

変更③ 教育・保育の確保方策の見直し

議題1

幼児教育・保育施設の利用定員変更

1. 一字保育園

施設種別：保育所

利用定員：保育定員を90名から70名に変更

変更理由：在園児数の減少に伴うもの

	1号	2号	3号	合計
	(教育部門)	(保育部門の3~5歳枠)	(保育部門の0~2歳枠)	全体定員数
現在		51	39	90
4月から		45	25	70

2. 大津音楽幼稚園

施設種別：幼保連携型認定こども園（H30～）

利用定員：教育定員を150名から120名に変更
保育定員を60名から80名に変更

変更理由：保護者の共働きなどの保育ニーズを受けた教育部門の減員と保育部門の増員

	1号	2号	3号	合計
	(教育部門)	(保育部門の3~5歳枠)	(保育部門の0~2歳枠)	全体定員数
現在	150	31	29	210
4月から	120	45	35	200

議題1

町内全体の状況

保育定員

●令和7年度3月末（見込み）（2026.3）

	大津	一字	白川	杉水	いちご	よろこび	第二 よろこび	音楽 幼稚園	白川 幼稚園	緑ヶ丘	大津 幼稚園	風の子	小規模 保育園	合計
定員	120	90	140	160	120	120	120	60	90	120	57	140	42	1,379
在園児	89	77	133	192	136	120	129	71	82	134	50	148	41	1,402
入所率	74.2%	85.6%	95.0%	120.0%	113.3%	100.0%	107.5%	118.3%	91.1%	111.7%	87.7%	105.7%	97.6%	101.7%

●令和8年度4月（見込み）（2026.4）

	大津	一字	白川	杉水	いちご	よろこび	第二 よろこび	音楽 幼稚園	白川 幼稚園	緑ヶ丘	大津 幼稚園	風の子	小規模 保育園	合計
定員	120	70	120	160	120	120	120	80	90	120	57	140	42	1,359
在園児	79	57	111	171	119	102	115	73	80	115	47	129	26	1,224
入所率	65.8%	81.4%	92.5%	106.9%	99.2%	85.0%	95.8%	91.3%	88.9%	95.8%	82.5%	92.1%	61.9%	90.1%

教育定員

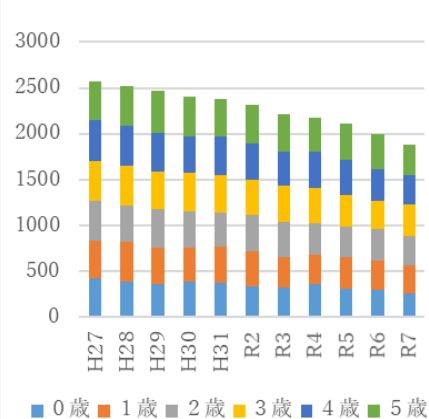
●令和7年度3月末（見込み）（2026.3）

	陣内	音楽 幼稚園	白川 幼稚園	緑ヶ丘	大津 幼稚園	風の子	合計
定員	120	150	70	15	48	15	418
在園児	29	147	47	11	46	1	281
入所率	24.2%	98.0%	67.1%	73.3%	95.8%	6.7%	67.2%

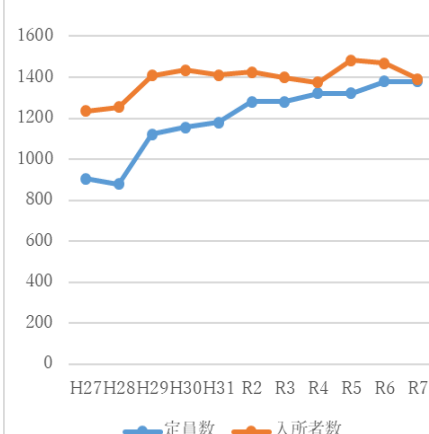
●令和8年度4月（見込み）（2026.4）

	陣内	音楽 幼稚園	白川 幼稚園	緑ヶ丘	大津 幼稚園	風の子	合計
定員	120	120	70	15	48	10	383
在園児	19	94	37	7	27	1	185
入所率	15.8%	78.3%	52.9%	46.7%	56.3%	10.0%	48.3%

未就学児人口推移



保育入所人数推移



全体では、保育定員が20名の減少となりますが、
年間の入所率は約90～100%に落ち着く見込みです。
(令和8年度の新規入所者は120名程度)

議題2

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業） 実施事業所の認可・確認

1 こども誰でも通園制度の概要

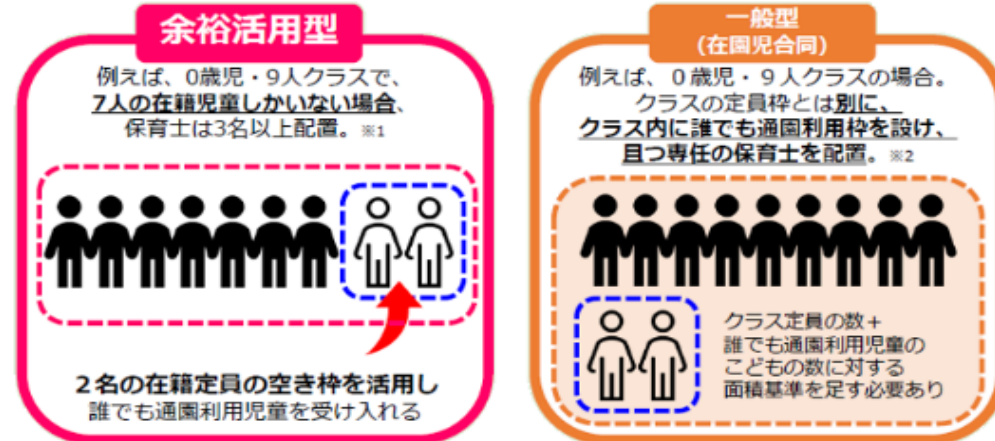
事業の内容	一時預かり事業との違い				
対象者：保育所などに通っていない乳幼児 （6か月～3歳未満） 時 間：10時間/月 料 金：300円/時（利用者が施設に支払う）	<table border="1"><thead><tr><th>こども誰でも通園制度</th><th>一時預かり事業</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ こどもの成長支援 ・ 定期利用が可能 ・ システムで予約可能</td><td>・ 保護者都合での利用 ・ 必要な時のみ利用 ・ 直接電話で予約</td></tr></tbody></table>	こども誰でも通園制度	一時預かり事業	・ こどもの成長支援 ・ 定期利用が可能 ・ システムで予約可能	・ 保護者都合での利用 ・ 必要な時のみ利用 ・ 直接電話で予約
こども誰でも通園制度	一時預かり事業				
・ こどもの成長支援 ・ 定期利用が可能 ・ システムで予約可能	・ 保護者都合での利用 ・ 必要な時のみ利用 ・ 直接電話で予約				

2 大津町の実施予定施設

- ・ 実施予定施設数 12園
⇒ 一般型1園 + 余裕活用型11園
（詳細は、別紙一覧に記載）

- ・ 確保定員数 29人

⇒ 計画では16人を見込んでいましたが、保育施設等の空きスペースや利用定員の空き枠を有効活用することで、実施施設数や、各施設の実施時間を増やし、利用しやすい環境整備に繋げる予定です。



議題2

実施事業所の認可・確認の申請一覧

型	番号	園名	定員	参考定員（※）			事業実施日	開所時間	実施方法	1時間当たりの利用料	給食の提供	給食費	おやつ提供
				0歳定員	1歳定員	2歳定員							
一般型	1	杉水保育園	5	1	2	2	月～金	9時～11時	在園時合同型	300円 保護者同伴 100円	×	/	100円
余裕活用型	1	大津保育園	3	1	1	1	月～金	9時～16時	在園児合同型	300円	○	250円	100円
	2	一字保育園	7	3	2	2	月～金	9時～16時		300円	○	250円	100円
	3	大津いちご保育園	3	1	1	1	火～金	9時～16時		300円	○	350円	100円
	4	よろこび保育園	5	2	1	2	月～金	9時～16時		300円	○	350円	100円
	5	第二よろこび保育園	5	2	2	1	月～金	9時～16時		300円	○	350円	100円
	6	びちゅ保育園	2	1	1	0	月～土	9時～16時		300円	○	300円	100円
	7	ちゅうりっぷ保育園	5	2	2	1	月～土	9時～16時		300円	○	250円	100円
	8	大津音楽幼稚園	3	1	1	1	月～金	9時～16時		300円	○	350円	100円
	9	白川幼稚園	5	1	2	2	月～金	9時～15時		300円	○	250円	/
	10	緑ヶ丘保育園	3	1	1	1	月～金	9時～15時		300円	○	200円	/
	11	大津幼稚園	5	2	3		月～金	9時～12時		300円	○	280円	100円

議題2

認可 と 確認 とは ？

認可とは

実施希望施設が基準を満たしているかを町が審査し、

事業を行うことを認めること。↓

必要な職員が配置できるか？↓

必要な設備や面積は確保できるか？↓

運営は安定しているか？ など↓

確認とは

町が給付費（運営のための費用）を支払う施設として確認すること。↓

利用定員は適切に設定されているか？↓

施設に支払った給付費が、職員の給与として処理される仕組み（給与規定）や、

運営費を適切に管理する仕組み（経理規程）が整備されているか？ など↓



議題 3

大津町こども計画の変更

こども計画 とは = 「こどもまんなか社会」 を目指し、実現のための計画
～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

こども計画に定めてあることの抜粋

子ども・子育て支援事業計画

「保育サービスの供給量」を確保するための実務的な計画です。

- ・ 量の見込み：サービスを利用する数
 - ・ 確保方策：サービスの提供する数
- を定めます。

教育・保育 幼稚園・認定こども園・保育所などの利用

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

★令和8年度から独立

地域子ども・子育て支援事業

- ・ 延長保育事業
- ・ 放課後児童健全育成事業：いわゆる「学童保育」
- ・ 地域子育て支援拠点事業：「子育て支援センター」などの運営
- ・ 一時預かり事業（一時保育）
- ・ 病児保育事業 など
- ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度（令和7年度まで））



変更① 乳児等通園支援事業の見直し

【こども計画 P86】

これまで



地域子ども・子育て支援事業の一つ

- ・法律上は「事業」
- ・「任意的な事業」
- ・町が実施する支援メニューで、補助事業的性格

● 利用者から見た違い

- ・「提供されるサービス」
- ・実施内容は地域差がある

町が地域ニーズに応じて
実施する支援事業

これから

給付事業として独立

- ・法律に「給付」として規定
- ・制度として位置付けられる
- ・市町村は実施主体

● 利用者から見た違い

- ・「受けられる制度」
- ・権利性が比較的強い

法律に基づく制度であり、
町が責任を持って実施するもの

計画をもって
必要な体制を整える



法律の制度区分が変更されたため、計画の構成もそれに合わせて整理するものです。

変更② 一時預かり事業の見直し

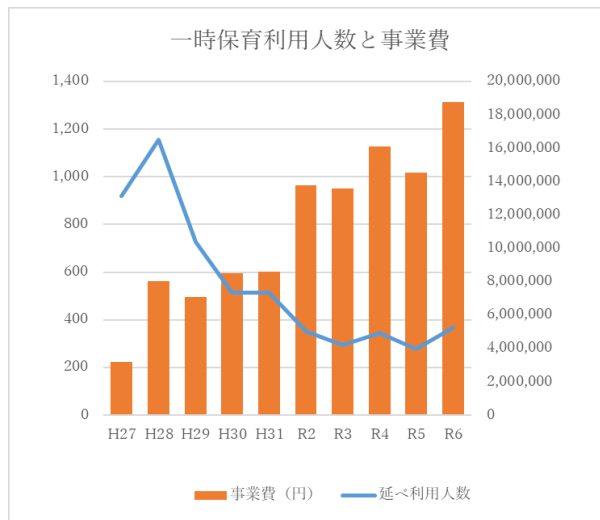
一時預かり事業（一時保育）は、大津保育園と私立の7つの保育園に委託して実施。保育所等に通っていない児童で、1日8時間以内、月12日以内の利用が可能

■ なぜ見直すのか？

- 出生数・未就園児の減少
- 利用実績の減少
- 委託費用の増加
- 誰でも通園制度へのサービスの転換

■ 見直し内容

- ◎ 利用実績の多い3園へ委託
委託を7園→3園へ縮小
- ◎ 段階的に委託を廃止
令和10年度からは公立認定こども園で実施



減らしても大丈夫？

年間の利用見込みは、延べ人数で300人弱
公立1園+私立委託3園=4園での実施の
体勢で対応可能

変更③ 教育・保育の確保方策の見直し

教育・保育の提供体制を確保するにあたり、安心して保育を受けられるよう施設整備を行っていく必要があります。

■ なぜ見直すのか？

- 現在の確保方策では定員の受け皿確保しか定めていない
- 2027年末までに蛍光灯の製造・輸出入が禁止されるため、施設のLED化が必要



■ 見直し内容

- ◎ 確保方策に既存施設の必要な改修等の施設整備を明記



計画変更に向けて

今後の流れ



皆様のご意見を大切にしながら、より良い計画にしていまいります。

最後に

これまで、会議の開催通知や資料を郵送等にてご案内しておりましたが、次回より電子メールにて通知させていただきたく存じます。

ご承諾いただける方は、以下に記載の子育て支援課のメールアドレス宛に、お名前を入力のうえ送信をお願いいたします。

本日は、大津町子ども・子育て会議へのご参加、ありがとうございました。

E-mail : kosodateshien@town.ozu.kumamoto.jp